

新たなルールのポイント

平成 31 年 2 月 28 日
内閣府男女共同参画局
文部科学省初等中等教育局
厚生労働省子ども家庭局

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について
(平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定) を踏まえ、2
月 28 日に通知し、地方自治体・学校等に徹底。

- 児童虐待対応に当たり、各機関が以下の責務を最大限果たし連携を進める。
 - ・ 学校等：児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村・児童相談所等に通告・情報提供を速やかに行うこと
 - ・ 児童相談所：子どもと家族の状況の把握、一時保護、カウンセリング、家庭訪問、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置などの支援・援助を行うこと
 - ・ 市町村：要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
 - ・ 警察：子どもの安全確保、事件化すべき事案の厳正な捜査等を行うこと

1 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点

- 市町村・児童相談所は、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する。

＜「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

＜「連携強化通知」の 1. (1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて＞

- 学校・保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととするとともに、市町村・児童相談所と連携しながら対応する。

＜「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

＜「連携強化通知」の 1. (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて＞

- 虐待通告の場合、通告者と虐待を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め秘匿等に十分配慮して対応する。

＜「留意事項通知」の2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

2 児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点

- 虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校・保育所等は児童相談所や警察等の関係機関や弁護士等の専門家と速やかに情報共有し、連携して対応する。

＜「連携強化通知」の1.（3）保護者からの要求への対応について＞

- 要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、市町村又は児童相談所に情報提供する。学校・保育所等から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、更に詳しく事情を聴き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の見直し、援助方針の見直し等を行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有する。

＜「連携強化通知」の1.（4）定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について＞

＜「情報提供通知」の7 緊急時の対応＞

3 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

- 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。

＜「留意事項通知」の1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

- 学校・保育所等と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認するとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておく。

＜「留意事項通知」の1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

＜「連携強化通知」の2.（3）一時保護解除後の対応＞

- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識する。この際、児童相談所は必要に応じて躊躇なく一時保護する等の確な対応をとることや積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行う。

＜「留意事項通知」の１ 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

4 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居するとの情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し、転居先の児童相談所にケースの引継ぎを行うこと。

＜「留意事項通知」の３ 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底＞

- 転居元の児童相談所は市町村等と連携して速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は速やかに転居先の児童相談所に連絡すること。

連絡を受けた児童相談所は、ケース移管手続の完了を待たず、速やかに当該児童の安全確認を行うこと。また、転居先の児童相談所は、安全確認後、ケース移管手続が完了する前の間においても、子どもの状況の確認を行うなど、必要な援助を行うこと。

＜「留意事項通知」の３ 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底＞

- このほか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において全国ルールとして見直しを行った以下の引継ぎルールについて、改めて徹底すること。
 - ・ 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、子ども虐待対応の手引きにおいて示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。
 - ・ 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。
 - ・ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助

方針を継続すること。

＜「留意事項通知」の3 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底＞

5 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等

- 配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）と児童相談所等は、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会等を活用するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先しつつ、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底する。
- 支援センターの機能を有する婦人相談所においては、一時保護を勧奨し、被害者と子どもを同時に保護することが望ましい。その際、子どもへの心理的ケアや、子どもが年長男児であるとか母親の養育が困難な状況にある等で母子と一緒に一時保護することができない場合の対応などについて児童相談所と密接に連携を図りながら、適切な支援を確保する。
- 支援センターや福祉事務所等に配置されている婦人相談員等が、相談等において児童虐待が疑われる情報を得た場合には、一時保護の必要性を説明したうえで、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局に通告する。
- 支援センター及び婦人相談員は、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもに関する情報の共有に努めるなど、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局と連携して子どもの安全確保を最優先して対応する。

＜以上、「DV連携通知」＞

（注）本文中の「留意事項通知」は、「児童虐待防止対策における対応の主な留意点について」（平成31年2月28日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）を、「連携強化通知」は、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の連携の強化について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知）厚生労働省子ども家庭局長通知）を、「情報提供通知」は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報共有について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会援護局障害保健福祉部長連名通知）を、「DV連携通知」は、「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」（平成31年2月28日付け内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）をそれぞれ指す。